

## 累積（自動継続）投資約款

### 第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様と株式会社東和銀行（以下「当行」といいます。）との間の、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の累積投資取引に関する取り決めです。当行は、この約款に従って投資信託の累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。

### 第2条（定義）

累積投資取引とは、あらかじめ定められた方法により、お客様の指定預金口座から引落した金銭又は振替決済口座に記載又は記録されている投資信託の収益分配金等の金銭を対価として同一種類の投資信託の買付注文を継続的に行い、取得することをいいます。なお、累積投資取引のために、お客さまの金銭を分別する口座を「累積投資口座」といいます。累積投資口座でお預かりしたお客様の金銭に対しては、利子、その他いかなる名目による対価もお支払いしません。

### 第3条（申込方法）

- (1) お客様が、累積投資取引を開始するときは、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名（又は記名）し、これを当行に提出することによって申込みものとします。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。なお、当行が累積投資取引の対象として定める投資信託であって、別に定める「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する規定」に定める特定非課税累積投資契約に基づき、お客さまの非課税口座に設けられた特定累積投資勘定で行う取引（以下「つみたて投資枠」といいます。）での取得のお申込みができる投資信託の銘柄について、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。
- (2) 当行は、前項の申込を受け、当行が承諾した場合には直ちにお客様の「累積投資口座」を設定いたします。
- (3) 累積投資取引のうち「投資信託自動積立サービス」の申込方法等については、「投資信託自動積立サービス取扱規定」によるものとします。

### 第4条（買付方法、時期及び価額）

- (1) 当行は、お客様からこの約款に基づく、累積投資取引による買付けの申込みがあったときは、「証券総合取引約款」その他の約款・規定等の定めるところにより、対象となる投資信託の買付けを行います。ただし、買付申込日が目論見書に記載の申込不可日にあたる場合は、買付申込日の翌営業日の扱いになります。
- (2) 前項の買付価額は、原則として当該買付約定日の基準価額に当行所定の手数料及び消費税を加えた金額といたします。
- (3) 買付けされた投資信託の所有権及びその収益分配金または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日からお客様に帰属するものといたします。

### 第5条（振替口座簿への記載又は記録によるの管理）

この契約によって取得された投資信託は、振替決済口座への記載又は記録により管理いたします。

## 第6条（収益分配金の再投資）

- (1) 前条の振替口座簿に記載又は記録されている投資信託の収益分配金は、お客様に代わって当行が受領のうえ、お客様の当該累積投資口座に繰入れ、その金額から所定の税金等を差し引いた後の金額をもって、原則として決算日の基準価額により当該投資信託の買付を行います。この場合、買付の手数料は無料といたします。なお、特定口座、一般口座、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定において発生した収益分配金による再投資は、それぞれ発生した口座での再投資として、証券総合取引約款、特定口座取引規定、非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する規定等の所定の約款・規定が定めるところに従い取扱います。
- (2) 当行所定の手続きを行った場合は、再投資の停止（「定期引出」）または再投資の停止の解除（「定期引出」の中止）を行うことができるものといたします。なお、毎日決算を行う追加型公社債投資信託及び累積投資専用の投資信託については、目論見書に記載の方法に従い再投資を行い、再投資を停止することはできません。

## 第7条（最低換金単位）

この契約に係る投資信託の換金注文については、当行所定の最低換金単位を指定して換金できるものとします。

## 第8条（換金方法、時期及び価額）

- (1) 当行は、お客様から換金の申込みを受けたときは、証券総合取引約款その他の約款・規定等の定めるところに従い、累積投資取引による投資信託の換金を行います。
- (2) 前項の申込みは、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。この場合、当該投資信託の目論見書に記載された価額により当該投資信託を換金し、当該換金に係る費用等（換金に係る手数料が係る場合は当該手数料及びそれに伴う消費税、信託財産留保額、換金に伴い源泉徴収等がされる場合には当該税金等）を差し引いた金銭を、当該投資信託の目論見書に規定する所定の日以後に、お客様の指定預金口座にご入金します。
- (3) クローズド期間のある投資信託について、当該クローズド期間中の上記第1項及び第2項の適用については、次の各号のいずれかの事由に該当する場合に限り行うものとします。
  - ① お客様が死亡されたとき
  - ② お客様が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失されたとき
  - ③ お客様が破産宣告を受けたとき
  - ④ お客様が疾病により生計の維持ができなくなったとき
  - ⑤ その他上記①から④に準ずる事由があるものとして、当行が認めるとき

## 第9条（累積投資取引の解約）

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
  - ① お客様から累積投資取引の解約の申し出があったとき
  - ② 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき
  - ③ 累積投資取引による投資信託が償還されたとき
  - ④ やむを得ない事由により、当行がお客様に対し、解約の申し出をしたとき
- (2) この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく累積投資口座で管理中の金銭について指定預金口座にご入金するとともに、累積投資取引による投資信託についてはお客様の指示に従いお取扱いたします。

## 第 10 条（届出事項等の変更）

- (1) 氏名又は名称、法人における代表者の役職氏名、取引代理人、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、お客様に個人番号カード等及び印鑑証明書、戸籍抄本、住民票の写し、運転免許証その他当行が必要と認める書類等をご提出又は法人番号等をご提示願うことがあります。
- (2) 第 1 項による変更後は、変更後の氏名又は名称、住所、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

## 第 11 条（免責事項）

当行は、次の各号によって生じた損害について、その責を負いません。

- ① 第 10 条第 1 項による届出事項の変更前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に記載された内容が届出の内容と相違するため、累積投資取引に係る契約の履行をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、累積投資取引に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により、投資信託の記録が滅失等した場合または第 8 条等による換金代金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 「証券総合取引約款」第 42 条の事由により、当行が臨機の処理をした場合に生じた損害
- ⑦ 当行が金銭を指定預金口座へご入金後に生じた損害
- ⑧ 電信または郵便の誤配や遅延等、当行の責めに帰すことができないことにより生じた損害

## 第 12 条（合意管轄）

本約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は取扱店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

## 第 13 条（本約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当行ホームページの掲載または取扱店の店頭掲示等その他相当の方法により周知します。

## 附則

この約款は、2025 年 4 月より適用させていただきます。

以上

(2025.4\_10353)